

V. 配水設備修繕工事編

第1章 総 則

1. 適用範囲

配水設備修繕工事における工種は①土工、②管工、③付帯工、④修繕工（配水管等）、⑤修繕工（付属設備等）、⑥修繕工（給水装置等）、⑦舗装工、⑧材料、間接工事費積上分（⑨運搬費、⑩準備費、⑪安全費）とする。

工種のうち、①土工、②管工、③付帯工、⑦舗装工、⑧材料については、主として施工内容に応じた積上げ積算に用いる工種であり、④修繕工（配水管等）、⑤修繕工（付属設備等）、⑥修繕工（給水装置等）については、主として施工内容に関連する工種を包括した工種である。

なお、積算基準の基本的な事項について、特段の記載がないものについては、「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）」又は「国土交通省土木工事標準積算基準書」に準拠している。

2. 間接工事費率（共通仮設費率・現場管理費率）及び一般管理費率について

間接工事費率及び一般管理費等については、「I－1 第2. 2. 間接工事費」及び「I－2 第1. 一般管理費等」によるものとし、工種区分は「I－1－6 表2－1－3 水道局工種区分」に記載の「一般水道工事《開削工事及び小口径推進工事》」を適用する。

3. 労務単価の割増及び材料単価について

労務単価については、昼間は割増あり、夜は割増なしとする。また、材料単価については、「大阪市水道局 管路資材等価格調査報告書」によるものとする。

第2章 土工

1. 舗装版切断 (m)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い舗装切断する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-6 第1. 舗装切断工」によるものとする。

2. 舗装版破碎 (m²)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で舗装版破碎する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-1 第3. 舗装版破碎工」によるものとする。

3. 構造物とりこわし (m³)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で弁室コンクリートや、不要なコンクリート構造物等の取壊しをする場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-11 市場単価方式」によるものとする。

4. 掘削工 (m³)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で掘削する場合に適用する。

(2) 積算基準

ア. 人力土工

「Ⅱ-1 第2-1. 管路掘削」によるものとする。

なお、土質区分については、「粘性土・砂・砂質土・礫質土」を適用する。

イ. 管路バックホウ掘削積込

「Ⅱ-1 第2-1. 管路掘削」によるものとする。

なお、使用重機については、「バックホウ 0.28m³」とする。

5. 埋戻工 (m³)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で埋戻する場合に適用する。

(2) 積算基準

ア. 改良土

「Ⅱ－１ 第５－１．管路埋戻」によるものとする。

イ. 発生土

「Ⅱ－１ 第５－１．管路埋戻」によるものとする。

6. 残土処分工 (m³)

(1) 適用範囲

包括工種以外で残土が発生する場合に適用する。

指定地までの運搬距離は各水道センターから指定地までの距離とし、一般道路及び高速道路の両方の運搬費を算出する。また、自由処分における運搬費については、各水道センターが管轄する各行政区から自由処分地までの運搬費の平均とする。処分費については、見積りとする。

(2) 積算基準

表２－１ 指定地処分

(1.00m³当り)

工種・名称	形式寸法	単位	東部	西部	南部	北部	摘 要
残土処分工	バックホウ 0.08 m³、2 t、 2 km	m³	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間・夜間)
掘削工	積込(ルーズ) 50,000 m³未満	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間のみ)
残土処分工 (10 t)	バックホウ 0.8 m³、 土砂、阪神高速 併用	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間のみ)

表２－２ 自由処分

(1.00m³当り)

工種・名称	形式寸法	単位	東部	西部	南部	北部	摘 要
残土処分工	バックホウ 0.08 m³、2 t、 2 km	m³	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間・夜間)
掘削工	積込(ルーズ) 50,000 m³未満	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間のみ)
残土処分工 (10 t)	運搬費(自由処分)	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間のみ)
残土処分費 (10 t)	自由処分	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	処分費 (昼間のみ)

7. 舗装残滓等処分工 (m³)

(1) 適用範囲

包括工種を適用しない修繕工事で、産業廃棄物処理法に基づくアスファルト塊・コンクリート塊・路盤廃材・鉋滓の処分が発生する場合に適用する。

運搬費については、各水道センターが管轄する各行政区から処分地までの運搬費の平均とする。処分費については、見積もりとする。

(2) 積算基準

表2-3 舗装残滓等処分 (1.00m³当り)

工種・名称	形式寸法	単位	東部	西部	南部	北部	摘 要
残土処分工	バックホウ 0.08 m³、2 t、 2 km	m³	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間・夜間)
掘削工	積込(ルーズ) 50,000 m³未満	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間のみ)
舗装残滓等処分工 (10 t)	機械積込	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	(昼間のみ)

8. 処分工 (m³)

(1) 適用範囲

包括工種を適用しない修繕工事で、産業廃棄物処理法に基づく汚泥の処分が発生する場合に適用する。

(2) 積算基準

施工現場から直接、自由処分する。

運搬費については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 泥水運搬工」によるものとし、各水道センターが管轄する各行政区から処分地までの運搬費の平均とする。処分費については、見積もりとする。

表2-4 汚泥処分 (1.00m³当り)

工種・名称	形式寸法	単位	東部	西部	南部	北部	摘 要
運搬工	0.8 m³、汚泥吸 排車	m³	1.00	1.00	1.00	1.00	
処分工	汚泥	〃	1.00	1.00	1.00	1.00	

9. 矢板工 (m)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い、鋼矢板を使用する場合に適用する。

(2) 積算基準

表 2-5 軽量鋼矢板 I 型

(1.00m 当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
軽量鋼矢板たて込み・引抜工（機械施工）片側延長	設置撤去、2.0m、バックホウ0.28m ³	m	1.00	
軽量鋼矢板賃料・修理費	1型、1.5～2.0m、賃料日数3日、転用なし	m	1.00	
軽量金属支保工（設置撤去手間・賃料）	1.5m<h≤2.0m（1段）、B≤1.8m、設置撤去、賃料日数3日	m	1.00	表2-6

表 2-6 軽量金属支保材（賃料）（片側延長）

(1.00m 当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
軽量金属支保材賃料 腹起し基本料	70～80×115～130×4000	本	0.25	
軽量金属支保材賃料 腹起し	70～80×115～130×4000	本・日	0.75	
軽量金属支保材賃料 切梁材基本料	水圧1100～1800mm	本	0.25	
軽量金属支保材賃料 切梁材	水圧1100～1800mm	本・日	0.75	
軽量金属支保材賃料 水圧ポンプ基本料	15～19L	台	0.02	
軽量金属支保材賃料 水圧ポンプ	15～19L	台・日	0.06	

表 2－7 軽量鋼矢板Ⅱ型

(1.00m当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
軽量鋼矢板たて込み・引抜工（機械施工）片側延長	設置撤去、3.0m、バックホウ0.28m ³	m	1.00	
軽量鋼矢板賃料・修理費	2型、2.5～3.5m、賃料日数3日、転用なし	m	1.00	
軽量金属支保工（設置撤去手間・賃料）	2.0m<h≤3.5m（2段）、B≤1.8m、設置撤去、賃料日数3日	m	1.00	

表 2－8 軽量金属支保材（賃料）（片側延長）

(1.00m当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
軽量金属支保材賃料 腹起し基本料	110～120×120～130×4000	本	0.50	
軽量金属支保材賃料 腹起し	110～120×120～130×4000	本・日	1.50	
軽量金属支保材賃料 切梁材基本料	水圧1100～1800mm	本	0.50	
軽量金属支保材賃料 切梁材	水圧1100～1800mm	本・日	1.50	
軽量金属支保材賃料 水圧ポンプ基本料	15～19L	台	0.02	
軽量金属支保材賃料 水圧ポンプ	15～19L	台・日	0.06	

表 2-9 軽量鋼矢板Ⅲ型

(10.00m当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.556	設置
特殊作業員		人	0.556	〃
とび工		人	0.556	〃
油圧式杭圧入引抜機 (294kN級)		日	0.556	〃
ラフテレーンクレーン 賃料	油圧伸縮ジブ型16 t 吊	日	0.556	〃
土木一般世話役		人	0.385	撤去
特殊作業員		人	0.385	〃
とび工		人	0.385	〃
油圧式杭圧入引抜機 (294kN級)		日	0.385	〃
ラフテレーンクレーン 賃料	油圧伸縮ジブ型16 t 吊	日	0.385	〃

表 2-10 普通鋼矢板Ⅲ型

(10.00m当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
H型鋼 (山留材) (賃料)	250～400型 (供用90日以内)	日・t	91.56	
副部材 (A)	供用1～90日以内	t・日	20.16	
消耗費・副部材 (B)	副部材 (B)	t	3.69	
油圧圧入引抜工・普通鋼矢板 (継鋼矢板)	打設・引抜、油圧圧入 ($N_{max} \leq 25$)、Ⅲ型、10～11m未満、継施工なし	m	10.00	
鋼製支保設置撤去工	設置撤去、火打ちブロックなし	t	4.11	
修理費・H鋼	250～400型 (山留用)	t・回	3.27	
修理費・副部材 (A)	山留用	t・回	0.72	

10. 横矢板工 (㎡)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い横矢板を使用する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－7 第3. 横矢板工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

表2－11

(10.00㎡当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
横矢板設置・撤去工	$H \leq 1.5\text{m}$ 、設置・撤去	㎡	5.00	
横矢板設置工	$1.5 < H \leq 3.0\text{m}$ 、設置	㎡	5.00	

11. 杭打工（本）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴いH鋼を用いて杭打ちを行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－7 第2. 矢板打設、引抜工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. H鋼材料：H250×250、L＝6.0～7.0mを適用する。

イ. H鋼損料：m当りH鋼重量×6.5m×供用日

ウ. H鋼修理費：m当り鋼製支保材重量×6.5m×修理回数（1回）

表2－12

（1本当り）

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
H鋼損料	H250、71.8 kg/m	t・日	13.06	供用 28 日
杭打込・引抜工	プレボーリング (発動発電機)	本	1.00	
H鋼修理費	軽作業 H250	t・回	0.46	

12. 覆蓋工（㎡）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い覆蓋を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－7 第7. 1. 覆蓋工（Ⅱ）（標準型）」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

表 2-13

(4.00 m²当り)

工 種 ・ 名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
覆工板賃料	鋼製 従来型 183 kg/m ² 90 日以内	m ²	4.00	
受桁桁受賃料	H形鋼 250～400 型 供用 30 日	〃	4.00	
受桁設置	700 m ² 以下	〃	4.00	
覆工板設置	700 m ² 以下	〃	4.00	
覆工板開閉作業	標準	〃	8.00	
オーバーレイ工	50 mm 再生密粒度アスファルト混合物 (13)	〃	3.28	

13. 一次本復旧工 (m²)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い一次本復旧を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-6 第2. 路盤工」及び「Ⅱ-6 第3. アスファルト舗装工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. A05-10～30

A05-20型工を適用する。

イ. A05-31～60

A05-45型工を適用する。

ウ. A05-61～85

A05-70型工を適用する。

エ. A03-5～10

A03-5型工を適用する。

14. 路盤工 (m²)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い路盤を築造する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-6 第2. 路盤工」によるものとする。

15. 表層工 (m²)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で表層アスファルトを打設する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－6 第3. アスファルト舗装工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. As=4～5cm

As=5cmを適用する。

イ. As=3cm

As=3cmを適用する。

ウ. As（開粒度）=4～5cm

開粒度（As）=5cmを適用する。

エ. As（開粒度）=3cm

開粒度（As）=3cmを適用する。

16. 基層工（ m^2 ）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で基層アスファルトを打設する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－6 第3. アスファルト舗装工」によるものとする。

ア. As=4～5cm

粗粒度（As）=5cmを適用する。

イ. As=10cm

粗粒度（As）=10cmを適用する。

ウ. As=15cm

粗粒度（As）=15cmを適用する。

17. アスファルト安定処理工（ m^2 ）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外でアスファルト安定処理を築造する場合に適用する。

(2) 積算基準

ア. 車道（1.4m以上3.0m以下）

プライムコート

再生品

砂散布なし

表 2-14 アスファルト安定処理工 10 cm

(100.00 m²当り)

工 種 ・ 名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.077	
特殊作業員		〃	0.231	
普通作業員		〃	0.385	
再生 As 安定処理路盤材	再生 As 安定処理	t	25.145	
アスファルト乳剤	PK-3	L	126.00	
アスファルトフィニッシュ運転	ホイール型 1.4m～3.0m 排出ガス対策型 (第2次基準値)	日	0.077	
振動ローラ運転	搭乗式コンバインド型 3～4 t	日	0.077	
諸雑費	(率+まるめ)	式	1.00	労務費、機械損料の 18%

表 2-15 アスファルト安定処理工 20 cm

(100.00 m²当り)

工 種 ・ 名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.077	
特殊作業員		〃	0.231	
普通作業員		〃	0.385	
再生 As 安定処理路盤材	再生 As 安定処理	t	50.29	
アスファルト乳剤	PK-3	L	126.00	
アスファルトフィニッシュ運転	ホイール型 1.4m～3.0m 排出ガス対策型 (第2次基準値)	日	0.077	
振動ローラ運転	搭乗式コンバインド型 3～4 t	日	0.077	
諸雑費	(率+まるめ)	式	1.00	労務費、機械損料の 18%

18. 鋼矢板圧入引抜機据付・解体工 (回)

(1) 適用範囲

鋼矢板の圧入引抜を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 2-16 鋼矢板圧入引抜機据付・解体

(1.00回当たり)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.31	据付、解体共
特殊作業員		人	0.31	〃
とび工		人	0.31	〃
油圧式杭圧入引抜機 (294kN級)		日	0.17	〃
ラフテレーンクレーン 賃料	油圧伸縮ジブ型16 t 吊	日	0.25	〃

第3章 管工

1. 管据付工 (m)
2. ポリエチレンスリーブ取付工 (m)
3. 管撤去工 (m)
4. 制水弁据付工 (箇所)
5. 管切断工 (箇所)
6. 管継手工 (箇所)
7. 継手離脱工 (箇所)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で管据付、ポリエチレンスリーブ取付、管撤去、制水弁据付、管切断、管継手、継手離脱を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－2 管工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. $\phi 150$ 以下

$\phi 150 \text{ mm}$ を適用する。

イ. $\phi 200 \sim 300$

$\phi 300 \text{ mm}$ を適用する。

ウ. $\phi 350 \sim 500$

$\phi 400 \text{ mm}$ を適用する。

エ. $\phi 600$ (又は $\phi 22''$) ~ 700

$\phi 600 \text{ mm}$ を適用する。

オ. $\phi 800 \sim 1000$

$\phi 900 \text{ mm}$ を適用する。

カ. $\phi 1100$ (又は $\phi 42''$) ~ 1200

$\phi 1100 \text{ mm}$ を適用する。

キ. $\phi 1350 \sim 1500$

$\phi 1500 \text{ mm}$ を適用する。

8. ビニル管布設工 (m)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外でビニル管布設を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

25mm、40mm、50mmについては表3－1のとおりとし、数量については、各口径共通とする。

75mmについては表3－2のとおりとする。

表 3－1

(1.00m 当り)

工 種 ・ 名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
硬質塩化ビニル管布設・据付工	25 mm、40 mm、50 mm	m	1.00	
硬質塩化ビニル管布設 TS 継手工	25 mm、40 mm、50 mm	口	1.00	
硬質塩化ビニル管切断工	25 mm、40 mm、50 mm	//	1.00	
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	25 mm、40 mm、50 mm	m	1.00	
ソケット	HIVP25 mm、HIVP40 mm、HIVP50 mm	個	1.00	

表 3－2

(1.00m 当り)

工 種 ・ 名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
硬質塩化ビニル管布設・据付工	75 mm	m	1.00	
硬質塩化ビニル管布設 TS 継手工	75 mm	口	1.00	
硬質塩化ビニル管切断工	75 mm	//	1.00	
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	75 mm	m	1.00	
ソケット	HIVP75 mm	個	1.00	
管明示テープ工	75 mm	m	1.00	
管明示シート工	75 mm	m	1.00	

9. ビニル管撤去工 (m)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外でビニル管撤去を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

数量については、各口径共通とする。

表 3-3

(1.00m 当り)

工 種 ・ 名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
硬質塩化ビニル管据付工	25 mm、40 mm、50 mm、75 mm	m	0.60	
硬質塩化ビニル管切断工	25 mm、40 mm、50 mm、75 mm	口	1.00	
ビニル管処分	25 mm、40 mm、50 mm、75 mm 20 km 以下	m	1.00	
諸雑費	(まるめ)	式	1.00	

10. 消火栓設置工（箇所）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で消火栓取付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-2 第1. 鋳鉄管布設（撤去）工」によるものとする。

11. 空気弁設置工（基）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で空気弁取付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-2 第1. 鋳鉄管布設（撤去）工」によるものとし、条件については「フランジ型 $\phi 75\text{mm}$ 及び $\phi 100\text{mm}$ 、1口、副弁なし、人口蓋なし」を適用する。

12. 弁室類築造工（箇所）

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で弁室類築造を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

ア. 鉄蓋 $\phi 600\text{mm}$ 以下

「Ⅱ-5 第1. 弁室類築造工」によるものとし、条件については「制水弁室、 $\phi 400 \cdot 500$ 、据付、基礎碎石有」を適用する。

イ. 鉄蓋 $\phi 900\text{mm}$ 以上

「Ⅱ-5 第1. 弁室類築造工」によるものとし、条件については「制水弁室、 $\phi 600 \sim 1200$ 、副弁内蔵式バタフライ弁、据付、基礎碎石無」を適用する。

13. 管連絡工（箇所）

（１）適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で管連絡を行う場合に適用する。

（２）積算基準

ア．φ150以下

「Ⅱ－２ 第１．鋳鉄管布設（撤去）工」によるものとし、条件については「φ150mm」を適用する。

イ．φ200～300

「Ⅱ－２ 第１．鋳鉄管布設（撤去）工」によるものとし、条件については「φ300mm」を適用する。

ウ．φ350～500

「Ⅱ－２ 第１．鋳鉄管布設（撤去）工」によるものとし、条件については「φ400mm」を適用する。

14. 不用撤去品等処分工（t）

（１）適用範囲

配水設備修繕工事に伴い不用撤去品等の処分が発生する場合に適用する。

（２）積算基準

「Ⅱ－10 第１．不要撤去品等処分工」によるものとする。

第4章 付帯工

1. 鉄筋工 (kg)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い鉄筋を使用する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-11 市場単価方式」によるものとし、条件については「SD295A, D13, 一般構造物, 10t 未満」を適用する。

2. 型枠 (㎡)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴いコンクリート構造物の構築に必要な型枠を使用する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-3 第2. 型枠工」によるものとし、条件については「一般型枠、鉄筋・無筋構造物」を適用する。

3. コンクリート工 (㎡)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い人力打設により無筋構造物、鉄筋構造物を築造する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-3 第1. コンクリート工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. 配合B1

「無筋・鉄筋構造物人力打設 21-15-20(高炉)」を適用する。

イ. 配合C1

「無筋・鉄筋構造物人力打設 18-8-20(高炉)」を適用する。

4. 基礎砕石工 (㎡)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い基礎砕石を施工する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-3 第3. 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. 敷均し厚10cm

「10cm, 再生クラッシュラン30」を適用する。

イ. 敷均し厚20cm

「20cm, 再生クラッシュラン30」を適用する。

5. 鉄板敷設工 (㎡)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い鉄板敷設を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「国土交通省土木工事標準積算基準書 敷鉄板設置・撤去工」によるものとする。

6. モルタル工 (㎡)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴いモルタルを使用する場合に適用する。

(2) 積算基準

表4-1

(1.00㎡当り)

工種・名称	形式寸法	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.25	
特殊作業員		人	0.95	
コンクリート用骨材	砂洗い	㎡	0.54	
無収縮モルタル		kg	94.0	市場単価
セメント (袋)	高炉B種 25kg 袋入	kg	827.0	

7. 水替工 (日)

(1) 適用範囲

配水設備修繕工事に伴い包括工種以外で水替を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ-4 第3. 2. 水替工 (1)」によるものとし、条件については「作業時 配水／発動発電機1台, 10m」を適用する。

8. 足場工 (㎡)

(1) 適用範囲

水管橋及び橋梁添架管の調査、修繕等の際に使用する足場に適用する。

(2) 積算基準

・手すり先行枠組 「国土交通省土木工事標準積算基準書 足場工」によるものとする。

・吊足場 「Ⅱ－7 第6. 1. 足場工」によるものとし、条件については「パイプビーム形式水管橋 架設足場」を適用する。

表 4－2 (1.00㎡当り)

工 種・名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
足場工	手すり先行枠組	掛㎡	1.00	

表 4－3 (1.00㎡当り)

工 種・名 称	形式寸法	単位	数量	摘要
足場工	吊足場	㎡	1.00	

9. 塗装工 (㎡)

(1) 適用範囲

水管橋等の補修跡を塗装する場合に適用する。

(2) 積算基準

「Ⅱ－8 第1. 塗装工」によるものとし、条件については以下のとおりとする。

ア. 素地調整 (3種ケレンB, 500㎡未満 塗装回数1回)

下塗り塗装 (弱溶剤形変性^ホキシ樹脂塗料(はけ・ローラ), 500㎡未満, 塗装回数2回)

イ. 中塗り塗装 (弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用(はけ・ローラ), (淡彩)500㎡未満, 塗装回数1回)

ウ. 上塗り塗装 (弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 (はけ・ローラ), (淡彩) 500㎡未満, 塗装回2回)」を適用する。

10. 下水道管修繕工 (m)

(1) 適用範囲

配水管漏水修繕工等に伴い下水管を修繕する場合に適用する。

(2) 積算基準

ビニル管、ヒューム管はφ300、φ500を適用する。

表4-4 φ400以下 ビニル管 (100.00m当り)

工種名称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	2.40	
特殊作業員		人	2.40	
普通作業員		人	4.80	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t	日	2.40	
下水道用硬質塩化ビニル管	300×4	本	24.50	
下水道用硬質塩化ビニル管	継手上流用 300×500	本	2.00	
下水道用硬質塩化ビニル管	継手下流用 300×500	本	2.00	
諸 雑 費	率+まるめ	式	1.00	労務費の3%
舗装残滓等処分工	無筋コンクリート	m ³	3.1	

表4-5 φ450～600 ビニル管 (100.00m当り)

工種名称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	2.70	
特殊作業員		人	5.40	
普通作業員		人	5.40	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t	日	2.70	
下水道用硬質塩化ビニル管	500×4	本	24.50	
下水道用硬質塩化ビニル管	継手上流用 500×500	本	2.00	
下水道用硬質塩化ビニル管	継手下流用 500×1000	本	2.00	
諸 雑 費	率+まるめ	式	1.00	労務費の3%
舗装残滓等処分工	無筋コンクリート	m ³	10.2	

表4-6 φ400以下 ヒューム管 (10.00m当り)

工種名称	形式寸法	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	0.33	
特殊作業員		人	0.66	
普通作業員		人	0.66	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t	日	0.33	
ヒューム管(外圧管1種)	B型 300×30×2000	本	5.00	
諸 雑 費	まるめ	式	1.00	
舗装残滓等処分工	無筋コンクリート	m ³	0.31	

表4-7 φ450～600 ヒューム管

(10.00m当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人	0.37	
特 殊 作 業 員		人	0.74	
普 通 作 業 員		人	0.74	
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t	日	0.37	
ヒューム管（外圧管1種）	B型 500×42×2430	本	4.12	
諸 雑 費	まるめ	式	1.00	
舗装残滓等処分工	無筋コンクリート	m ³	10.2	

11. 下水道管浚渫工（m）

（1）適用範囲

水道管の漏水に伴い下水管内に流入した土砂を排水管清掃車と側溝清掃車により管渠清掃する場合に適用する。

（2）積算基準

「国土交通省土木工事標準積算基準書 排水構造物清掃工」によるものとし、条件については「堆積率50%以上」を適用する。

ただし、基準書記載の200mm以上400mm未満を150mm以上350mm未満、400mm以上800mm未満を400mm以上750mm未満に読み替える。

注1．本歩掛は泥土が水分を含んだ状態又は、固結せず、機械で容易に清掃できる場合であり、それ以外の場合は別途考慮する。

2．給水方法は、消火栓あるいは給水栓から行うものとする。

3．移動距離は基地と現場の間の往復距離とする。

12. 引照点設置工（点）

（1）適用範囲

施工範囲に私有の境界鉄等があり、引照・復元測量が必要な場合に適用する。

（2）積算基準

見積りによる。

13. 受水槽清掃工（箇所及びm³）

（1）適用範囲

受水槽の清掃に適用する。

(2) 積算基準

10m³以下、20m³以下については、市場単価による。

20m³を超える分については、1m³当りの単価とし、市場単価掲載の単価（適用範囲は20m³程度から250m³程度）を1m³当りに換算する。

14. 高架水槽清掃工（箇所及びm³）

(1) 適用範囲

高架水槽の清掃に適用する。

(2) 積算基準

5m³以下については、市場単価掲載の10m³以下の単価から、高架水槽清掃工6m³以上の単価と5m³との積を除す。

5m³を超える分については、1m³当りの単価とし、市場単価掲載の単価（適用範囲は10m³程度から160m³程度）を1m³当りに換算する。

15. 待機工（日）

(1) 適用範囲

夜間及び土曜日・休日（祝祭日を含む）に発生した配水設備及び給水装置等の緊急修繕時に対応するための作業員等の待機費用であり、待機当番日に適用する。

(2) 積算基準

待機における人員構成を以下表のとおりとする。

表 4－8

	人数	補正人数
軽作業員（連絡員）	1人	1.0人
土木一般世話役	1人	0.5人
配管工	1人	0.5人
特殊作業員	1人	0.5人
普通作業員	1人	0.5人

待機費用算出にあたって、軽作業員（連絡員）は常時待機とし、その他は稼働実績を考慮し人員構成に補正係数（0.5）を乗じる。

また、労務構成比は割増対象賃金比／8hとする。

表 4-9 昼間 (9:00~17:30)

	算出式
軽作業員 (連絡員)	労務単価 $\times$ 8.5h/9h $\times$ 1.0人
土木一般世話役	労務単価 $\times$ 8.5h/9h $\times$ 0.5人
配管工	労務単価 $\times$ 8.5h/9h $\times$ 0.5人
特殊作業員	労務単価 $\times$ 8.5h/9h $\times$ 0.5人
普通作業員	労務単価 $\times$ 8.5h/9h $\times$ 0.5人

表 4-10 夜間 (17:30~2:30)

	算出式
軽作業員 (連絡員)	労務単価 $\times$ (1.0 $\times$ 2.5h+1.5 $\times$ 6.5h)/9h $\times$ 1.0人
土木一般世話役	労務単価 $\times$ (1.0 $\times$ 2.5h+1.5 $\times$ 6.5h)/9h $\times$ 0.5人
配管工	労務単価 $\times$ (1.0 $\times$ 2.5h+1.5 $\times$ 6.5h)/9h $\times$ 0.5人
特殊作業員	労務単価 $\times$ (1.0 $\times$ 2.5h+1.5 $\times$ 6.5h)/9h $\times$ 0.5人
普通作業員	労務単価 $\times$ (1.0 $\times$ 2.5h+1.5 $\times$ 6.5h)/9h $\times$ 0.5人

表 4-11 夜間 (2:30~5:00)

	算出式
軽作業員 (連絡員)	労務単価 $\times$ 1.5 $\times$ 労務構成比 $\times$ 2.5h $\times$ 1.0人
土木一般世話役	労務単価 $\times$ 1.5 $\times$ 労務構成比 $\times$ 2.5h $\times$ 0.5人
配管工	労務単価 $\times$ 1.5 $\times$ 労務構成比 $\times$ 2.5h $\times$ 0.5人
特殊作業員	労務単価 $\times$ 1.5 $\times$ 労務構成比 $\times$ 2.5h $\times$ 0.5人
普通作業員	労務単価 $\times$ 1.5 $\times$ 労務構成比 $\times$ 2.5h $\times$ 0.5人

表 4-12 夜間 (5:00~9:00)

	算出式
軽作業員 (連絡員)	労務単価 $\times$ 1.25 $\times$ 労務構成比 $\times$ 4.0h $\times$ 1.0人
土木一般世話役	労務単価 $\times$ 1.25 $\times$ 労務構成比 $\times$ 4.0h $\times$ 0.5人
配管工	労務単価 $\times$ 1.25 $\times$ 労務構成比 $\times$ 4.0h $\times$ 0.5人
特殊作業員	労務単価 $\times$ 1.25 $\times$ 労務構成比 $\times$ 4.0h $\times$ 0.5人
普通作業員	労務単価 $\times$ 1.25 $\times$ 労務構成比 $\times$ 4.0h $\times$ 0.5人

16. 立入り防止柵工 (m)

(1) 適用範囲

立入り防止柵の設置・撤去を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「国土交通省土木工事標準積算基準書 立入り防止柵工」によるものとする。

表4-13 立入り防止柵工 撤去 H=2.0m以下 (100.00m当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
立入り防止柵工	金網(フェンス)・支柱 (立入り防止柵) 撤去	m	100.00	

表4-14 立入り防止柵工 設置 H=1.8m (100.00m当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
立入り防止柵工	金網(フェンス)・支柱 (立入り防止柵) 設置	m	100.00	
エキスパンドフェンス	H=1.8m 樹脂塗装	m	100.00	
基礎ブロック(立入り防止柵用)	設置	個	50.00	

表4-15 立入り防止柵工 設置 H=2.0m (100.00m当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
立入り防止柵工	金網(フェンス)・支柱 (立入り防止柵) 設置	m	100.00	
エキスパンドフェンス	H=2.0m 樹脂塗装	m	100.00	
フェンス用ブロック	20×20×45cm	個	50.00	

表4-16 立入り防止柵工 張替 H=2.0m以下 (100.00m当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
立入り防止柵工	金網(フェンス)・支柱 (立入り防止柵) 再利用設置	m	100.00	
エキスパンドフェンス	H=2.0m 樹脂塗装	m	100.00	

17. 門扉工 (箇所)

(1) 適用範囲

門扉の設置・撤去を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

門扉設置手間、撤去手間及び門扉、基礎ブロック等については、建設局「公共事業建設資材価格調査報告書」による。

表 4-17 門扉工 設置 H=1.8m W=2.0m

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
門扉設置手間	H=1.8m W=2.0m	箇所	1.00	
門扉	H=1.8m W=2.0m	箇所	1.00	
基礎ブロック	300×300×600	個	2.00	

表 4-18 門扉工 設置 H=1.8m W=3.0m

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
門扉設置手間	H=1.8m W=3.0m	箇所	1.00	
門扉	H=1.8m W=3.0m	箇所	1.00	
基礎ブロック	400×400×600	個	2.00	

表 4-19 門扉工 撤去 H=1.8m W=2.0m

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
門扉撤去手間	H=1.8m W=2.0m	箇所	1.00	
プレキャスト基礎ブロック撤去	80kg以上200kg以下	個	2.00	

表 4-20 門扉工 撤去 H=1.8m W=3.0m

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
門扉撤去手間	H=1.8m W=3.0m	箇所	1.00	
プレキャスト基礎ブロック撤去	80kg以上200kg以下	個	2.00	

18. 橋梁点検車（日）

（1）適用範囲

水管橋及び橋梁添架管等河川に架設されている水管橋及び水道施設の調査・点検等に橋梁点検車を用いる場合に適用する。

（2）積算基準

建設局「公共事業建設資材価格調査報告書」による。

19. 調査船（日）

（1）適用範囲

水管橋及び橋梁添架管等河川に架設されている水管橋及び水道施設の調査・点検に台船を用いる場合に適用する

(2) 積算基準

引船をチャーターし、1日当りの就業時間を8時間とする。

表4-21 鋼製 (1日当り)

名 称	規 格	単位	数 量
燃料	A重油	1	174.20
高級船員		人	1.20
運転損料	交通船 180PS 型 18GT	日	1.00
供用損料	交通船 180PS 型 18GT	日	1.65

表4-25 FRP製 (1日当り)

名 称	規 格	単位	数 量
燃料	A重油	1	62.00
高級船員		人	1.20
運転損料	交通船 70PS 型 3.0GT	日	1.00
供用損料	交通船 70PS 型 3.0GT	日	1.65

20. 除草工 (㎡)

(1) 適用範囲

水道局管理用地等を除草する場合に適用する。

(2) 積算基準

「国土交通省土木工事標準積算基準書 堤防除草工」によるものとし、条件については「肩掛式 カッタ径255mm」を適用する。

21. 刈草処分費 (件)

(1) 適用範囲

刈り草の処分に適用する。

(2) 積算基準

運搬距離は、各水道センターから環境局処分場までの距離とする。

処分費については、大阪市環境局HP掲載の「ごみ処理手数料 臨時の処理」とする。

22. 高所作業車（日）

（１）適用範囲

水管橋等の点検及び修繕時に高所作業車を用いる場合に適用する。

（２）積算基準

建設局「公共事業建設資材価格調査報告書」による。

積載重量200kg以下。

第5章 修繕工（配水管等）

1. 管修繕工（箇所）

（1）適用範囲

管継手等からの漏水で継手締直し、漏水防止金具取付、割継輪取付等の修繕を行う場合に適用する。

ア．土工なし……………管継手修繕工

イ．土工含む……………管継手修繕工に土工が伴う場合

（2）積算基準

表5－1を基本とし、配管工はボルト比補正及び人員による補正を行い、普通作業員はボルト比補正のみ行う。

ポリエチレンスリーブは、1mを取付けるものとする。

表5－1 管継手修繕標準歩掛

呼び 径 (mm)	A型、K型（1箇所当り）				呼び 径 (mm)	A型、K型（1箇所当り）			
	継手 行程 箇所/ 日	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費		継手 行程 箇所/ 日	配管工 (人)	普通 作業員 (人)	諸雑費
75	16.2	0.06	0.06	労務費 の1% とする。	700	6.0	0.67	0.50	労務費 の1% とする。
100	15.6	0.06	0.06		800	4.7	0.85	0.64	
150	10.0	0.10	0.20		900	4.3	0.93	0.93	
200	9.5	0.11	0.21		1,000	4.0	1.00	1.00	
300	8.5	0.12	0.24		1,100	3.7	1.08	1.08	
400	7.8	0.26	0.38		1,200	3.3	1.21	1.21	
500	7.1	0.42	0.42		1,350	3.1	1.29	1.29	
600	6.6	0.45	0.45		1,500	2.9	1.38	1.38	

(3) 補正率

表5-2

形式寸法	配管工		普通作業員	適用口径	K 継手 (A)	割継輪 (B)
	ボルト補正 (α)	人員補正 (β)	ボルト補正 (α)			
φ 150以下	1.00	2.00	1.00	φ 150	6	6
φ 200 ～ 300	1.50	2.00	1.50	φ 300	8	12
φ 350 ～ 500	2.00	1.50	2.00	φ 400	12	24
φ 22" ～ 700	1.71	1.33	1.71	φ 600	14	24
φ 800 ～1000	1.20	1.25	1.20	φ 900	20	24
φ 42" ～1200	1.17	1.25	1.17	φ 1100	24	28
φ 1350～1500	1.14	1.25	1.14	φ 1500	28	32

※ ボルト補正 = (B / A)

ア. 管継手修繕工 (土工なし)

表5-3

(1.00箇所当り)

工種名称	形式寸法	単位	φ 150 以下	φ 200 ～300	φ 350 ～500	φ 22" ～700	φ 800 ～1000	φ 42" ～1200	φ 1350 ～1500
適用口径			φ 150	φ 300	φ 400	φ 600	φ 900	φ 1100	φ 1500
配管工		人	0.20	0.36	0.78	1.02	1.40	1.58	1.97
普通作業員		〃	0.20	0.36	0.76	0.77	1.12	1.26	1.57
諸雑費	労務費 の2%	式	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
ポリエチレンスリーブ 取付工		m	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
計									

配管工歩掛＝管継手標準歩掛 (表5-1) × α × β (ボルト補正・人員補正：表5-2)

普通作業員歩掛＝管継手標準歩掛 (表5-1) × α (ボルト補正：表5-2)

イ. 管継手修繕工（土工含む）

表 5－4

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	φ 150以下	φ 200～φ 300	φ 350～φ 500	摘 要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	2.69	4.03	7.0	
掘 削 工	BH=0.28m ³	m ³	2.15	3.23	6.3	
掘 削 工	人力	〃	2.02	3.51	8.6	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	3.50	5.73	13.15	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.27	0.4	0.7	表2-3
	路盤廃材	〃	0.67	1.01	1.75	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	3.51	5.73	13.15	
一 次 本 復 旧 工	車道 5－30型	m ²	2.69	4.03	7.00	
管 継 手 修 繕 工		箇所	1.00	1.00	1.00	
ポリエチレンスリーブ取付工		m	1.00	1.00	1.00	
水 替 工 (Ⅰ)		日	(0以上40m ³ 未満) 0.03			
水 替 工 (Ⅱ)				(0以上40m ³ 未満) 0.11	(0以上40m ³ 未満) 0.06	
計						

2. 管取替修繕工（m）

(1) 適用範囲

管を取替えて修繕する場合に適用する。

(2) 積算基準

管取替修繕に伴う管継手修繕工、管切断工、管据付工、管撤去工を包括したものである。なお、適用口径は管修繕工に準ずる。

表 5－5

(1.00m当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	φ 150以下	φ 200～φ 300	φ 350～φ 500	摘 要
適用口径			φ 150	φ 300	φ 400	
管 継 手 修 繕 工		箇所	1.00	1.00	1.00	
管 切 断 工		〃	0.50	0.50	0.50	
管 据 付 工		m	1.00	1.00	1.00	
管 撤 去 工		〃	1.00	1.00	1.00	
埋 設 シ ー ト		個	0.02	0.02	0.02	

3. 管取替修繕土工事 (m)

(1) 適用範囲

管取替修繕に伴い、掘削等の土工事を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表5-6

(1.00m当り)

工種名称	形式寸法	単位	φ150以下	φ200～φ300	φ350～φ500	摘要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	1.34	1.64	2.26	
掘削工	BH=0.28m ³	m ³	1.07	1.31	2.03	
掘削工	人力	〃	1.01	1.43	2.19	
残土処分工	指定地処分	〃	1.74	2.33	4.25	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.13	0.16	0.23	表2-3
	路盤廃材		0.34	0.41	0.57	
埋戻工	改良土	〃	1.75	2.33	4.25	
一次本復旧工	車道 5-30型	m ²	1.34	1.64	2.26	
水替工 (I)		日	(0以上40m ³ 未満) 0.03			
水替工 (II)				(0以上40m ³ 未満) 0.11	(0以上40m ³ 未満) 0.06	

第6章 修繕工（付帯設備等）

1. 仕切弁修繕工（箇所）

（1）適用範囲

仕切弁及び空気弁の部分的な修繕を行う場合に適用する。

表6-1

（1.00箇所当り）

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	φ 350以下 (空気弁含む)	φ 400～φ 600
配 管 工		人	0.16	0.26
普 通 作 業 員		〃	0.80	1.00
諸 雑 費	労務費の2%	式	1.00	1.00

2. 仕切弁取替修繕工（箇所）

（1）適用範囲

仕切弁の本体取替を行う場合に適用する。

ア．φ 150以下

イ．φ 200～300

ウ．φ 350～500

（2）積算基準

仕切弁取替工については、Ⅱ-2 第1. 6. の制水弁据付工を1基及び表5-1の管継手修繕標準歩掛の6箇所を計上する。ただし、管継手修繕工における人員補正は適用しない。

ア．仕切弁取替修繕工（土工なし）

表6-2

（1.00箇所当り）

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	φ 150以下	φ 200～φ 350	φ 400～φ 500
適用口径			φ 150	φ 200	φ 400
仕 切 弁 取 替 工		箇所	1.00	1.00	1.00
管 連 絡 工		〃	1.00	1.00	1.00
管 明 示 シ ー ト 工		m	2.00	2.00	2.00
埋 設 シ ー ト		個	0.04	0.04	0.04
ポリエチレンスリーブ 取 付 工		m	3.10	3.27	3.39

イ．仕切弁取替修繕工（土工含む）

表 6－3

（1.00箇所当り）

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	φ 150以下	φ 200～φ 350	φ 400～φ 500	摘 要
適用口径			φ 150	φ 200	φ 400	
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	2.24	3.03	3.01	
掘 削 工	BH=0.28m ³	m ³	3.63	5.17	6.84	
掘 削 工	人力	〃	—	—	9.66	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	3.07	4.41	6.09	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.22	0.30	0.30	表2-3
	無筋コンクリート	〃	0.02	0.02	0.01	表2-3
	路盤廃材	〃	0.56	0.76	0.75	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	3.09	4.62	6.72	
一 次 本 復 旧 工	車道 5－30型	m ²	2.24	3.03	3.01	
仕 切 弁 取 替 工		箇所	1.00	1.00	1.00	
弁 室 類 築 造 工	レジン	〃	1.00	1.00	1.00	
管 連 絡 工		〃	1.00	1.00	1.00	
管 明 示 シ ー ト 工		m	2.00	2.00	2.00	
埋 設 シ ー ト		個	0.04	0.04	0.04	
ポリエチレンスリーブ 取 付 工		m	3.10	3.27	3.39	

3．消火栓取替工（箇所）

（1）適用範囲

消火栓（空気弁及び排水栓含む）の取替及び修繕を行う場合に適用し、内容により以下のとおり分類する。

ア．本体取替・・・掘削により消火栓室（空気弁室及び排水栓室含む）の取壊し、本体の取替を行うもの。

イ．部分取替・・・消火栓室（空気弁室及び排水栓室含む）をそのまま一部部品の取替を行うもの。

ウ．凍結工法・・・液体空気を用いて凍結工法により消火栓の取替えを行う場合に適用する。

（2）積算基準

本体取替……………消火栓及び空気弁、排水栓の撤去・設置を含むものとする。

部分取替……………開削による撤去・設置歩掛を基準とし、配管工は1/2を計上する。

消火栓凍結取替工……………凍結工法及び消火栓取替（本体又は部分取替）1箇所を計上する。

表 6-4

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	本 体 取 替	部 分 取 替	摘 要
配 管 工		人	0.21	0.11	
普 通 作 業 員		〃	0.24	—	
クレーン付 トラック運転費	4 t 積、2.9 t 吊	h	0.47	—	
諸 雑 費		式	1.00	1.00	労務費の2%

表 6-5

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	数 量	摘 要
液 体 空 気	N80%、O20%	ℓ	40.00	
諸 雑 費	凍結作業含む	式	1.00	材料費の20%
消 火 栓 取 替 工		箇所	1.00	

4. 消火栓修繕土工事（箇所）

（1）適用範囲

消火栓修繕（空気弁、排水栓含む）に伴い、掘削等の土工事を行う場合に適用する。

（2）積算基準

表 6-6

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	単 口	双 口	摘 要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	1.09	1.29	
掘 削 工	BH=0.28m ³	m ³	1.00	1.30	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	0.73	0.98	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.11	0.13	表2-3
	無筋コンクリート	〃	0.14	0.14	表2-3
	路盤廃材	〃	0.27	0.32	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	0.66	0.85	
一 次 本 復 旧 工	車道 5-30型	m ²	1.09	1.29	

5. 弁室類取壊築造工（箇所）

（1）適用範囲

既設弁室の取壊し及び弁室築造を行う場合に適用する。

なお、鉄蓋の大きさ、土工の有無により、以下のとおり区分する。

ア．鉄蓋600mm以下（土工なし、角形・円形消火栓適用）

イ．鉄蓋900mm以上（土工なし）

ウ．鉄蓋250mm以下（土工含む、角形・円形消火栓適用）

エ. 鉄蓋500、600mm（土工含む、消火栓適用、単口角形以外）

オ. 鉄蓋900mm以上（土工含む）

（2）積算基準

鉄蓋600mm以下（土工なし）、鉄蓋900mm以上（土工なし）については、「Ⅱ－

5 第1. 弁室類築造工」によるものとする。

表6－7

（1.00箇所当り）

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位				
			φ 250以下 (単口消火栓含む)	φ 500, 600 (双口消火栓含む)	φ 900以上	適用
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	1.08	1.52	2.64	
掘 削 工	BH=0.28m ³	m ³	1.15	1.39	2.88	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	0.88	1.01	2.22	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.11	0.15	0.26	表2-3
	無筋コンクリート	〃	0.02	0.01	0.04	表2-3
	路盤廃材	〃	0.27	0.38	0.66	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	0.82	0.90	1.86	
一 次 本 復 旧 工	車道 5－30型	m ²	1.08	1.52	2.64	
弁 室 類 築 造 工	制水弁室 レジン	箇所	1.00	1.00	1.00	φ 900以上 基礎碎石無

6. 弁室改築工（箇所）

（1）適用範囲

人孔室及び仕切弁室を取壊し、直壁ブロック及び斜壁ブロック等により弁室を築造する場合に適用する。

（2）積算基準

表6－8

（1.00箇所当り）

工種名称	形式寸法	単位	鉄蓋φ600～1500	摘要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	4.22	
掘削工	BH=0.28m ³	m ³	10.44	
残土処分工	指定地処分	〃	9.18	表2-1
舗装残滓等処分工	As	〃	0.42	表2-3
	路盤廢材	〃	1.26	表2-3
埋戻工	改良土	〃	9.18	
一次本復旧工	車道 5－30型	m ²	4.22	
弁室類築造工	φ600～φ900 副弁内蔵式バタフライ弁	箇所	1.00	基礎碎石無

7. 弁室整備工（箇所）

（1）適用範囲

弁室内の土砂等の搬出等を行う場合に適用する。

（2）積算基準

ア. 弁室整備工・・・コンクリートブロック積み弁室

イ. 弁室整備工・・・場所打コンクリート弁室

表6－9

（1.00箇所当り）

工種名称	形式寸法	単位	コンクリートブロック積み	場所打コンクリート
普通作業員		人	0.16	0.48
諸雑費	労務費の2%	式	1.00	1.00
ダンプ運転費（2t車）	人力積込、2km	日	0.10	0.20
水替工（Ⅰ）	作業時	〃	0.10	0.20

ウ．弁室整備工・・・土砂等が多量であり、専用車を使用した場合に適用する。

表 6－10

(1.00箇所当り)

工種名称	形式寸法	単位	清掃車
排水管清掃車運転費	ジェット式 5.3～5.8m ³	時間	2.00
汚泥吸排車運転費	3,100～3,500t	〃	2.00
散水車運転費	3,800L	〃	2.00
普通作業員		人	0.50

8．鉄蓋調整工（箇所）

（1）適用範囲

鉄蓋類の高さ調整を行う場合に適用する。

なお、鉄蓋の大きさ、土工の有無により、以下のとおり区分する。

ア．鉄蓋調整工 鉄蓋250mm・・・φ350以下の制水弁室に適用（土工なし、単口角形消火栓適用）

イ．鉄蓋調整工 鉄蓋500mm以上・・・φ400以上の制水弁、空気弁、排水栓、配水管室等に適用（土工なし、消火栓適用 単口角形以外）

ウ．鉄蓋調整工 鉄蓋250mm・・・φ350以下の制水弁室に適用（土工含む、単口角形消火栓適用）

エ．鉄蓋調整工 鉄蓋500、600mm（土工含む、消火栓適用、単口角形以外）

オ．鉄蓋調整工 鉄蓋900mm以上（土工含む）

カ．鉄蓋調整工 鉄蓋φ250 機械施工～鉄蓋φ900 機械施工はエボ工法による鉄蓋調整に適用

（2）積算基準

「Ⅱ－5 第1．弁室類築造工」によるものとし、「鉄蓋φ250は制水弁室φ300浅層埋設用」「鉄蓋φ500は制水弁室φ400・500」を適用する。ただし、基礎碎石率及び諸雑費率は除く。

表 6－11

(1.00箇所当り)

工種名称	形式寸法	単位	鉄蓋φ250	鉄蓋φ500	摘 要
弁室類築造工	φ300	箇所	1.50	—	
弁室類築造工	φ400・500	〃	—	1.50	

表6-12

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単位	鉄蓋φ 250	鉄蓋φ500	φ600～1200副弁内 蔵式バタフライ弁	摘 要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	1.08	1.52	2.64	
残 土 処 分 工	指定地処分	m ³	0.27	0.38	0.66	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.11	0.15	0.26	表2-3
	路盤廃材	〃	0.27	0.38	0.66	表2-3
一 次 本 復 旧 工	車道 5-30型	m ²	1.08	1.52	2.64	
弁 室 類 築 造 工	レジン	箇所	1.00	1.00	1.00	

9. 歩道修正蓋設置工（箇所）

（1）適用範囲

歩車道境界線上の鉄蓋（仕切弁・消火栓等）で歩道面と車道面の鉄蓋の段差が8cm以上の時に、歩道部に別途鉄蓋を設置し段差解消を図る場合に適用する。

（2）積算基準

表6-13

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単位	(大)	(中)	(小)	摘 要
舗 装 切 断 工	A s ・ t ≤15 cm	m	3.39	2.79	2.19	
舗装取壊掘削積込工	As・Co10 cm以下	m ²	0.94	0.73	0.52	
掘 削 積 込 工	B H=0.28m ³	m ³	0.20	0.16	0.11	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	0.20	0.16	0.11	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.03	0.02	0.02	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	0.15	0.12	0.08	
一 次 本 復 旧 工	歩道 3-5 型	m ²	0.94	0.73	0.52	
型 枠	均しコンクリート型 枠	〃	0.73	0.55	0.37	
コンクリート工	18-8-40(高炉)	m ³	0.08	0.06	0.04	
弁 室 類 築 造 工	80 kg以下	箇所	—	1.00	1.00	
	400 kg以下	〃	1.00	—	—	

第7章 修繕工（給水装置等）

1. 給水管修繕工（箇所）

（1）適用範囲

φ50mm以下の給水管漏水を修繕する場合に適用する。

口径・管種・土工の有無により以下のとおり区分する

- ア. 給水管修繕工……………土工なし 50mm以下
- イ. 給水管修繕工……………土工含む 50mm以下
- ウ. 給水管修繕工……………土工なし ポリエチレン管 25mm
- エ. 給水管修繕工……………土工含む ポリエチレン管 25mm
- オ. 給水管修繕工……………土工なし ポリエチレン管 40mm
- カ. 給水管修繕工……………土工含む ポリエチレン管 40mm

（2）積算基準

ア. 管継手工（50mm以下）2箇所分を計上する。

イ. 給水管修繕工 50mm以下の管継手工の歩掛については、「VI-1 第1.

2. （11）管継手工（50mm以下）」によるものとする。

表7-1

（1.00箇所当り）

工 種 名 称	形 式 寸 法	単 位	土工なし 50mm以下	土工含む 50mm以下	摘 要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	—	1.69	
掘 削 工	BH=0.28m ³	m ³	—	1.01	
掘 削 工	人力	〃	—	0.85	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	—	1.44	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	—	0.17	表2-3
舗装残滓等処分工	路盤廃材	〃	—	0.42	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	—	1.44	
一 次 本 復 旧 工	車道 5-30型	m ²	—	1.69	
管 継 手 工	φ50mm以下	箇所	2.00	2.00	
諸 雑 費	管継手工の20%	式	1.00	1.00	

表 7-2

(1.00箇所当り)

工 種 名 称	形 式 寸 法	単位	土工なし PE25mm	土工含む PE25mm	土工なし PE40mm	土工含む PE40mm	摘 要
舗装取壊掘削積込工	As・Co 10cm以下	m ²	—	1.69	—	1.69	
掘 削 工	BH=0.28m ³	m ³	—	1.01	—	1.01	
掘 削 工	人力	〃	—	0.85	—	0.85	
残 土 処 分 工	指定地処分	〃	—	1.44	—	1.44	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	—	0.17	—	0.17	表2-3
舗装残滓等処分工	路盤廃材	〃	—	0.42	—	0.42	表2-3
埋 戻 工	改良土	〃	—	1.44	—	1.44	
一 次 本 復 旧 工	車道 5-30型	m ²	—	1.69	—	1.69	
管 継 手 工	ポリエチレン管	箇所	2.00	2.00	2.00	2.00	

2. 給水管凍結工（箇所）

（1）適用範囲

凍結工法による止水作業を行う場合に適用する。

（2）積算基準

「参-2 第2.1. (21) 凍結工 50mm以下」によるものとする。

3. 鉄蓋調整工（箇所）

（1）適用範囲

止水栓ボックス等の取替及び嵩上げ・嵩下げを行う場合に適用する。

（2）積算基準

「VI-1 第1.1. (16) 鉄蓋設置工」によるものとする。

4. 止水栓部加修工（箇所）

（1）適用範囲

止水栓及び同ユニオンナットからの漏水修繕を行う場合に適用する。

（2）積算基準

管継手工については、「参-2 第2.1. (6) 止水栓部加修工 (50mm以下)」によるものとする。

5. 止水栓設置工（箇所）

（1）適用範囲

修繕工事に伴い止水栓を設置する場合に適用する。

(2) 積算基準

「参-2 第2.1. (14) 止水栓設置工」によるものとする。

6. 分水栓取付穿孔工（箇所）

(1) 適用範囲

修繕工事に伴い甲型分水栓を取付穿孔する場合に適用する。

(2) 積算基準

「参-2 第2.1. (15) 分水栓取付工」によるものとする。

7. 割T字管取付穿孔工（箇所）

(1) 適用範囲

修繕工事に伴い割T字管を取付穿孔する場合に適用する。

(2) 積算基準

「参-2 第2.1. (20) 不断水連絡工」によるものとする。

8. 鋳鉄管用サドル付分水栓取付穿孔工（箇所）

(1) 適用範囲

修繕工事に伴う鋳鉄管用サドル付分水栓を取付穿孔する場合に適用する。

(2) 積算基準

「参-2 第2.1. (19) 鋳鉄管用サドル付分水栓取付工」によるものとする。

第8章 舗装工

第1. 土工適用工種、施工の積算条件

特に指定がない限り、以下のとおりとする。

種 別 名 称	A s 系	C o 系
舗装取壊掘削積込工	舗装版破碎 (A s 舗装版、障害等有、舗装版厚各種、積込有)	
掘 削 工	人力土工※ (粘性土・砂・砂質土・礫質土)	
舗 装 工	アスファルト舗装工 (舗装厚各種、平均幅員1.4m未満、砂散布無)	街渠コンクリート工、 歩道改築工
路 盤 工	路盤工 (路盤厚各種、使用材料各種、人力)	

種 別 名 称	平板ブロック系	インターロッキングブロック系
舗装取壊掘削積込工	舗装版破碎 (A s 舗装版、障害等有、舗装版厚各種、積込有)	
掘 削 工	人力土工※ (粘性土・砂・砂質土・礫質土)	
舗 装 工	コンクリート平板工 (設置・新品)	インターロッキングブロック工 (設置・新品・施工規模100㎡未満)
路 盤 工	路盤工 (路盤厚各種、使用材料各種、人力)	

※上記の表に記載している掘削工（人力土工）の表示については、積算条件を参考に例示したものであり、受注者の工法を拘束するものではない。

よって、発注者から特別の定めがある場合を除き、設計変更の対象としない。

舗装道路復旧工における使用合材の積算条件

車道表層	車道中間層	車道基層	歩道表層	歩道基層
再生密粒度 A s 混合物 (13)	再生粗粒度 A s 混合物 (20)	再生粗粒度 A s 混合物 (20)	再生細粒度 A s 混合物 (13)	再生粗粒度 A s 混合物 (20)

1. 車道舗装工 (㎡)

(1) 適用範囲

道路掘削後の復旧工事（掘削部及び影響部）を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-1 車道舗装工 A20

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎡	0.075	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、中間層5cm PK-4×2層、 基層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	5cm M-25	㎡	0.50	

表 8-2 車道舗装工 A15

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎡	0.05	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、中間層5cm PK-4、 基層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	10cm M-25	㎡	0.50	

表 8-3 車道舗装工 A10

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	10cmを超え15cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎡	0.025	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、基層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	5cm M-25	㎡	0.50	

表 8-4 車道舗装工 A08

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	1.00	
掘削工		m ³	0.015	
アスファルト舗装工	表層4cm PK-4、基層4cm PK-3	m ²	1.00	
路盤工	2cm M-25	m ²	0.50	

表 8-5 車道舗装工 A05

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	1.00	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-3	m ²	1.00	

表 8-6 車道舗装工 N11

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	1.00	
掘削工		m ³	0.045	
インターロッキングブロック工	設置 新品 t=8cm 直線配置・標準品	m ²	1.00	

表 8-7 車道舗装工 半たわみ性舗装 A10

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	1.00	
掘削工		m ³	0.025	
半たわみ性舗装工	車道(1.4m未満) 5cm 瀝青材料散布あり 砂散布なし	m ²	1.00	
アスファルト舗装工	基層5cm PK-3	m ²	1.00	
路盤工	5cm M-25	m ²	0.50	

表 8-8 車道舗装工 半たわみ性舗装 A20

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.075	
半たわみ性舗装工	車道(1.4m未満) 5cm 瀝青材料散布あり 砂散布なし	m ²	1.00	
アスファルト舗装工	中間層5cm PK-4×2層、基層5cm PK-3	m ²	1.00	
路盤工	5cm M-25	m ²	0.50	

表 8-9 車道舗装工 改質2型 A20

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.075	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、中間層5cm PK-4×2層、 基層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	10cm M-25	㎡	0.50	

※表層：密粒As混合物ポリマー改質As2型(20)

中間層、基層：粗粒As混合物ポリマー改質As2型(20)

表 8-10 車道舗装工 改質2型 A15

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.05	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、中間層5cm PK-4、 基層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	10cm M-25	㎡	0.50	

※表層：密粒As混合物ポリマー改質As2型(20)

中間層、基層：粗粒As混合物ポリマー改質As2型(20)

2. 歩道舗装工 (㎡)

(1) 適用範囲

道路掘削後の復旧工事（掘削部及び影響部）を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-11 歩道舗装工 AF03-10

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	1.00	
掘削工		㎥	0.10	
アスファルト舗装工	表層3cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	10cm RC-30	㎡	1.00	

表 8-12 歩道舗装工 HF09-10

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.13	
コンクリート平板工	設置 白色30×30×6cm 新品	m ²	1.00	
路盤工	10cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-13 歩道舗装工 LF09-10

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.13	
コンクリート平板工	設置 カラー・珪砂入・ショット仕上 新品	m ²	1.00	
路盤工	10cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-14 歩道舗装工 NF09-10

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.145	
インターロッキングブロック工	設置 直線配置・標準品 t=6cm 新品	m ²	1.00	
路盤工	10cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-15 歩道舗装工 NF09-10 (保水性ブロック)

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.145	
インターロッキングブロック工	設置 保水性ブロック・波型 t=6cm 新品	m ²	1.00	
路盤工	10cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-16 歩道舗装工 六角平板

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.13	
コンクリート平板工	設置 安山岩研磨（六角形） 新品	㎡	1.00	
路盤工	10cm RC-30	㎡	1.00	

3. 歩道改築工 (㎡)

(1) 適用範囲

道路掘削後の復旧工事（掘削部及び影響部）を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-17 歩道改築工 AK05-15

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.16	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	15cm RC-30	㎡	1.00	

表 8-18 歩道改築工 AK10-15

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.185	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、基層5cm PK-3	㎡	1.00	
路盤工	15cm RC-30	㎡	1.00	

表 8-19 歩道改築工 CK10-15

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.185	
歩道改築工	厚10cm 18-8-20（普通）	㎡	1.00	
路盤工	15cm RC-30	㎡	1.00	

表 8-20 歩道改築工 CK15-15

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	10cmを超え15cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.21	
歩道改築工	厚15cm 18-8-20 (普通)	m ²	1.00	
路盤工	15cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-21 歩道改築工 NK11-15

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.205	
インターロッキングブロック工	設置 直線配置・標準品 t=8cm 新品	m ²	1.00	
路盤工	15cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-22 歩道改築工 NK11-15(保水性ブロック)

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.205	
インターロッキングブロック工	設置 保水性ブロック・波型 t=8cm 新品	m ²	1.00	
路盤工	15cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-23 歩道改築工 NK11-25

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.305	
インターロッキングブロック工	設置 直線配置・標準品 t=8cm 新品	m ²	1.00	
路盤工	15cm RC-30	m ²	1.00	
路盤工	10cm RC-30	m ²	1.00	

表 8-24 歩道改築工 NK11-25 (保水性ブロック)

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.305	
インターロッキングブロック工	設置 保水性ブロック・波型 t=8cm 新品	㎡	1.00	
路盤工	15cm RC-30	㎡	1.00	
路盤工	10cm RC-30	㎡	1.00	

4. 街渠工 (m)

(1) 適用範囲

道路掘削後の復旧工事（掘削部及び影響部）を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-25の街渠コンクリート工については、「Ⅱ-6 第5.4. 街渠コンクリート」によるものとする。

表 8-25 街渠工 CY25

(1.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.25	
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	㎡	0.25	
掘削工		㎥	0.05	
街渠コンクリート工	B7(C1) 一般養生	㎡	1.00	
プライムコート		㎡	0.50	

5. カラー舗装工 (㎡)

(1) 適用範囲

舗装復旧後のカラー舗装に適用する。

(2) 積算基準

塗布式カラー舗装工は、建設局「公共事業建設資材価格調査報告書」による。

表 8-26 カラー舗装工 P.1.0 (自転車道)

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
塗布式カラー舗装工	厚1mm 自転車道	㎡	1.00	

表 8-27 カラー舗装工 P.1.5 (遊戯道等)

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
塗布式カラー舗装工	厚1.5mm 遊戯道路用	㎡	1.00	

表 8-28 薄層カラー舗装工 P.3.0 (ニート式)

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
薄層カラー舗装工	ニート式 セラミック骨材：反射骨材=9:1 粒径1～2mm 可撓性エポキシ樹脂使用	m ²	1.00	

6. 国道舗装工 (m²)

(1) 適用範囲

道路掘削後の復旧工事（掘削部及び影響部）を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-29 国道舗装工 1号工-1

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.085	
溶接金網設置工	護岸用 金網含む	m ²	2.00	
表層コンクリート工	厚25cm 普通Co 4.5-5-40	m ²	1.00	

表 8-30 国道舗装工 1号工-2

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.10	
溶接金網設置工	護岸用 金網含む	m ²	2.00	
表層コンクリート工	厚23cm 普通Co 4.5-5-40	m ²	1.00	
アスファルト舗装工	表層4cm PK-4、基層4cm PK-4	m ²	1.00	

表 8-31 国道舗装工 1号工-3

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.06	
アスファルト舗装工	再生As混合物安定処理材 10cm PK-3	m ²	1.00	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、基層5cm PK-4	m ²	1.00	

表 8-32 国道舗装工 1号工-4

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	15cmを超え30cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.085	
アスファルト舗装工	再生As混合物安定処理材 15cm PK-3	m ²	1.00	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、基層5cm PK-4	m ²	1.00	

表 8-33 国道舗装工 2号工-1

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.035	
表層コンクリート工	厚10cm 普通Co 4.5-5-40	m ²	1.00	

表 8-34 国道舗装工 2号工-2

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.025	
コンクリート平板工	設置 白色30×30×6cm 新品	m ²	1.00	

表 8-35 国道舗装工 2号工-3

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	m ²	0.50	
掘削工		m ³	0.035	
アスファルト舗装工	表層5cm PK-4、基層5cm PK-3	m ²	1.00	

表 8-36 国道舗装工 2号工-4

(1.00m²当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	m ²	1.00	
掘削工		m ³	0.005	
アスファルト舗装工	表層4cm PK-3	m ²	1.00	

7. 私設舗装工 (㎡)

(1) 適用範囲

私設道路掘削後の復旧工事（掘削部及び影響部）を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

「参－Ⅱ 第2. 2. (1) 私設コンクリート舗装復旧工」によるものとする。

8. 道路境界石据付工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い境界石据付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表8-37 道路境界石据付工 コンクリートブロック (100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	㎡	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	㎥	3.60	
境界縁石据付工	0.6mを超え1.0m以下 50kg以上150kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
道路境界石ブロック		個	100.00	

表8-38 道路境界石据付工 花崗岩 (100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	㎡	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	㎥	3.60	
境界縁石据付工	0.6mを超え1.0m以下 50kg以上150kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
道路境界石ブロック	花崗岩	個	100.00	

9. 道路縁石据付工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い道路縁石据付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-39 道路縁石据付工 300直部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg以上100kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	直 H=300	個	165.00	

表 8-40 道路縁石据付工 300曲部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg以上100kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	曲 H=300	個	165.00	

表 8-41 道路縁石据付工 250直部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg以上100kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	直 H=250	個	165.00	

表 8-42 道路縁石据付工 250曲部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg以上100kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	曲 H=250	個	165.00	

表 8-43 道路縁石据付工 200直部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg以上100kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	直 H=200	個	165.00	

表 8-44 道路縁石据付工 200曲部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg以上100kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	曲 H=200	個	165.00	

表 8-45 道路縁石据付工 150直部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	直 H=150	個	165.00	

表 8-46 道路縁石据付工 150曲部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	30.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	3.75	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
歩車道境界ブロック	曲 H=150	個	165.00	

10. 連続植樹帯縁石据付工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い連続植樹帯縁石据付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-47 連続植樹帯縁石据付工 直部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	20.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	1.50	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
連続植樹帯用ブロック	直	個	165.00	

表 8-48 連続植樹帯縁石据付工 曲部

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	20.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	1.50	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
連続植樹帯用ブロック	曲	個	176.00	

11. 自転車道境界石据付工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い自転車境界石据付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-49 自転車道境界石据付工

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	14.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	2.10	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
自転車境界石ブロック		個	165.00	

12. 街路樹根囲石据付工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い街路樹根囲石据付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-50 街路樹根囲石据付工 1型

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	20.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	1.50	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
街路樹根囲石ブロック	1型	組	38.00	

表 8-51 街路樹根囲石据付工 2型

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	20.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	1.50	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
街路樹根囲石ブロック	2型	組	29.00	

表 8-52 街路樹根囲石据付工 3型

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	20.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	1.50	
境界縁石据付工	0.6m以下 50kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
街路樹根囲石ブロック	3型	組	26.00	

13. 駒止ブロック据付工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い駒止ブロック据付を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-53 駒止ブロック据付工

(100.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
型枠工	均し基礎コンクリート型枠	m ²	20.00	
コンクリート工	小型構造物 高さ2m以下 B7(C1) 一般養生	m ³	4.80	
境界縁石据付工	0.6mを超え1.0m以下 50kg以上150kg未満	m	100.00	
境界縁石撤去工	処分 0.8m以下 105kg未満	m	100.00	
駒止めブロック		個	165.00	

14. 路面標示工 (m・箇所)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い各種路面標示工を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

区画線設置は、市場単価による。

表 8-54 路面標示工 実線、破線

(1.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
区画線設置	熔融式・手動 実線・ゼブラ 15cm 50m未満	M	1.00	

表 8-55 路面標示工 矢印、文字等

(1.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
区画線設置	熔融式・手動 矢印・記号・文字15cm換算 50m未満	m	1.00	

表 8-56 路面標示工 自転車シール

(1.00箇所当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
路面標示シール設置	自転車道 φ 600 (自転車道シール)	箇所	1.00	

表 8-57 路面標示工 歩行者に注意、バス停に注意

(1.00箇所当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
路面標示シール設置	900×600mm (歩行者に注意)	箇所	1.00	

15. ガードレール設置撤去工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴いガードレール一時撤去復元を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

ガードレール設置は市場単価を適用し、ガードレール設置工からガードレール材料費を差し引く。

表 8-58 ガードレール設置撤去工 (1.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
ガードレール設置工	土中建込 Gr-C-4E 50m未満	m	1.00	
ガードレール	Gr-C-4E (塗装)	m	-1.00	
ガードレール撤去工	土中建込 Gr-C-4E	m	1.00	

16. 横断防護柵設置撤去工 (m)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い横断防護柵一時撤去復元を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

横断・転落防止柵設置工は市場単価を適用する。

表 8-59 横断防護柵設置撤去工 (1.00m当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
横断・転落防止柵設置工	プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 支柱間隔3m	m	1.00	
横断・転落防止柵設置工	プレキャストコンクリートブロック建込撤去 ビーム式・パネル式 支柱間隔3m	m	1.00	

17. 車止めポスト設置工 (本)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い車止めポスト一時撤去復元を行う場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-60 車止めポスト設置工 設置・撤去 (在来品) (100.00本当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
普通作業員		人	30.00	
モルタル練	手練 高炉1:3	m ³	0.71	
基礎ブロック	300×300×300mm	個	100.00	
基礎ブロック設置手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	
基礎ブロック撤去手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	

表 8-61 車止めポスト設置工 ゴム製（新品）

（100.00本当たり）

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
普通作業員		人	30.00	
モルタル練	手練 高炉1:3	m ³	0.71	
車止めポスト部材	大阪市Ⅲ型ゴム製φ120×1100mm	本	100.00	
基礎ブロック	300×300×300mm	個	100.00	
基礎ブロック設置手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	
基礎ブロック撤去手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	

表 8-62 車止めポスト設置工 鋼管製（新品）

（100.00本当たり）

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
普通作業員		人	30.00	
モルタル練	手練 高炉1:3	m ³	0.71	
車止めポスト部材	ピラー型 固定式 φ101.6×850	本	100.00	
基礎ブロック	300×300×300mm	個	100.00	
基礎ブロック設置手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	
基礎ブロック撤去手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	

表 8-63 車止めポスト設置工 撤去

（100.00本当たり）

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
普通作業員		人	10.00	
基礎ブロック撤去手間	10kg以上50kg以下	個	100.00	

18. 視覚障害者用点字誘導シート工（枚）

（1）適用範囲

舗装復旧工事に伴い点字誘導シート設置・撤去を行う場合に適用する。

（2）積算基準

視覚障害者用点字誘導シート設置及び撤去は建設局「公共事業建設資材価格調査報告書」を適用する。

表 8-64 視覚障害者用点字誘導シート工 設置・撤去

（1.00枚当たり）

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
視覚障害者誘導用シート設置	300×300×7mm合成ゴム（接着剤共）	枚	1.00	
視覚障害者誘導用シート撤去	300×300×7mm合成ゴム	枚	1.00	

19. 点字ブロック舗装工 (㎡)

(1) 適用範囲

舗装復旧工事に伴い点字ブロックを設置する場合に適用する。

(2) 積算基準

表 8-65 点字ブロック舗装工

(1.00㎡当り)

工 種	形質寸法	単 位	数 量	適 用
舗装取壊掘削積込工	4cm以下	㎡	0.50	
舗装取壊掘削積込工	4cmを超え10cm以下	㎡	0.50	
掘削工		㎥	0.13	
コンクリート平板工	設置 点字カラーブロック線状・点状 新品	㎡	1.00	
路盤工	10cm RC-30	㎡	1.00	

第9章 材料（積上）

1. 適用範囲

本工事における受注者調達材料に適用する。

割T字管（外ネジ型）については、防食コア、亜鉛合金ナットを含む。

第10章 運搬費（積上）

1. 運搬工（t）

（1）適用範囲

配水管材料、仕切弁・消火栓等の鉄蓋、コンクリートブロック等の資材の運搬に適用する。

ア．管材・管属具類

支給材料 10km 8t 特大割増5割

イ．仮設材

12m以内 10km以下、積込・取卸し有り

（2）積算基準

「I－1 第2. 2. 間接工事費 運搬費」によるものとする。

第11章 準備費

1. 調査掘工 (㎡)

(1) 適用範囲

修繕工事に伴い試験掘等を行う場合に適用する。

以下のとおり区分する。

ア. 人力 掘削深さ0.6m以下

イ. 人力 掘削深さ0.6mを超える

ウ. 機械 掘削深さ0.6m以下

エ. 機械 掘削深さ0.6mを超える

(2) 積算基準

表11-1 人力

(1.00㎡当り)

工種名称	形式寸法	単位	舗装道		備考
			0.6m以下	0.6mを超える	
舗装版破砕	As 4cmを超え10cm以下 障害有り	㎡	1.00	1.00	
掘削工	人力	〃	0.50	0.90	
残土処分工	指定地処分	〃	0.25	0.65	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.10	0.10	表2-3
	路盤廃材	〃	0.25	0.25	表2-3
埋戻工	改良土	〃	0.25	0.65	
一次本復旧工	車道 5-30型	〃	1.00	1.00	

表11-2 機械

(1.00㎡当り)

工種名称	形式寸法	単位	舗装道		備考
			0.6m以下	0.6mを超える	
舗装版破砕	As 15cm以下 障害なし	㎡	1.00	1.00	
掘削工	BH=0.28m³	〃	0.50	0.90	
残土処分工	指定地処分	〃	0.25	0.65	表2-1
舗装残滓等処分工	A s	〃	0.10	0.10	表2-3
	路盤廃材	〃	0.25	0.25	表2-3
埋戻工	改良土	〃	0.25	0.65	
一次本復旧工	車道 5-30型	〃	1.00	1.00	

第12章 安全費

1. 安全対策工（時間）

（1）適用範囲

工事現場等で車両・歩行者等の安全確保が必要な場合に計上する。

以下のとおり区分する。

ア．交通誘導員A

イ．交通誘導員B

ウ．標識車

（2）積算基準

「Ⅰ－1 第2．2．間接工事費 安全費」によるものとする。

単価は時間当りとし適用単価の1／8（1日8時間）とし、交代要員ありとする。

なお、「標識車」については、見積りによる。